○原子力規制委員会告示第九号

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会十号）の施行に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十九年八月一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ト及び第十四条の表トの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第十四号）の一部を別表第一により、及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第十六号）の一部を別表第二により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この告示は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行の日から施行する。

別表第一　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ト及び第十四条の表トの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部改正に関する表

改正前	改正後
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ト及び第十四条の表トの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示 （照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設） **第二条**　通報事象等規則第七条第一号の表ト及び第十四条の表トの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉の運転等のための施設とする。	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示 （照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設） **第二条**　通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉の運転等のための施設とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める告示の一部改正に関する表

改正前	改正後
（原子力規制委員会が定める測定設備） **第二条**　通報事象等規則第七条第一号の表イからハまで、ヘからチまで及びヌに掲げる施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第五項に規定する発電用原子炉に係るものに限る。）に係る原子力事業所	［略］
（原子力規制委員会が定める測定設備） **第二条**　通報事象等規則第七条第一号イからハまで及びヘからチまで（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第五項に規定する発電用原子炉に係るものに限る。）に規定する施設に係る原子力事業所	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。